

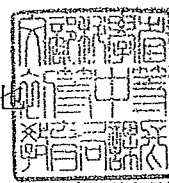


26初児生第9号
平成26年4月23日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

内藤 敏



(印影印刷)

「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」の配布について（周知）

文部科学省においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）の周知徹底を図るため、「いじめの防止等に関する取組に関する普及啓発協議会」の開催や、各地域で実施される説明会等に文部科学省職員を講師派遣する等の取組を行っています。

各地域・学校におかれても、過年度より、基本方針の策定や組織の設置など、適切に取り組んでいただいていることと存じますが、文部科学省としては、新年度に入ったこの機会を捉えて改めて、法及び国の基本方針を踏まえた対応が適切に行われているか確認いただき、なお一層の取組強化につなげていただくことが必要と考えております。

また、この4月より、学校や地方公共団体関係部局等に新たにいじめの問題の担当となった方々におかれましても、法及び国の基本方針を理解いただき、適切な対応をお願いしたいと考えております。

このたび文部科学省において、これまで文部科学省が開催する各種会議の場で活用してきた資料の中から、新任の担当者向けに、いじめ防止対策推進法に関する基礎資料や対応のポイントがわかる資料を別添のとおり、改めてまとめました。新任の担当者のみならず、広く活用されることを期待しております。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所管の私立学校に対し、国立大学法人にあっては設置する附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村にあっては認可した学校に対し、別添資料について周知を図るとともに、法及び国の基本方針に基づく取組が確実に実施されるよう、御指導をお願いします。